

2020. 5. 10

各都市・地区別の感染状況評価及び制限措置の一部緩和について（新型コロナウイルス関連）

- 5月10日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、現在実施している感染状況を「赤・黄・緑」の3段階で評価し、評価に応じて制限緩和を行う措置について、これまでのタシケント市、カラカルパクスタン共和国及び各州を単位とするものから、今月11日から各都市・地区別での評価へと変更することを発表しました。都市・地区単位での評価状況は、以下本文をご覧ください。
- 本変更はあくまで評価を行う行政単位を、州単位から都市・地区単位へと細分化し、緩和措置を実施するものであり、同一州内でも都市・地区により緩和内容が異なるケースがございます。また、ナボイ州（ザラフシャン市等が黄色地域と評価）やスルハンダリア州（テルメズ市等が赤色地域と評価）の一部地域などのように、従来よりも評価が悪化している地域もございます。規制の緩和内容について、よくご確認ください。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

1 都市・地区単位での評価は以下のとおりです。

(1) 赤色地域

- ア カラカルパクスタン共和国：ヌクス市，クングロット地区
- イ アンディジャン州：アンディジャン市，オルティンクル地区，アンディジャン地区，アサカ地区，パフタオボット地区
- ウ サマルカンド州：サマルカンド市，オクダリヨ地区，イシュティホン地区，パイアリク地区，パストダルゴン地区，サマルカンド地区，トイラック地区
- エ シルダリア州：ヤンギエル地区，ホボス地区
- オ スルハンダリア州：テルメズ市，アンゴール地区，デノウ地区，サリオシヨ地区，テルメズ地区
- カ タシケント州：ヤンギユリ市，オックルゴン地区，ザンギアタ地区，パルクセント地区，ヤンギユリ地区
- キ ナマンガン州：ナマンガン市，ナマンガン地区，ノリン地区，ウイチ地区，ウチクルゴン地区，ヤンギクルゴン地区
- ク フェルガナ州：マルギラン市，オルティアリック地区，クヴァ地区
- ケ ブハラ州：ブハラ市，ギジュドゥバン地区，ジョンドル地区

(2) 黄色地域

- ア タシケント市：全域
- イ アンディジャン州：ジャラクドゥック地区，シャフリホン地区
- ウ サマルカンド州：ブルングル地区，ジョンボイ地区
- エ シルダリア州：グリスタン市，ミルザオボット地区，サルドバ地区
- オ スルハンダリア州：アルティンソイ地区，ボイスン地区，ジャルクルゴン地区，クムクルゴン地区，シェロボット地区，シュルチ地区

- カ タシケント州：アングレン市，チルチック市，ベカバード地区，キブライ地区，クイチルチク地区，ウルタチルチク地区，チナズ地区，ユカリチルチク地区，タシケント地区
- キ ナボイ州：ザラフシャン市，ハティルチ地区
- ク ナマンガン州：ポップ地区，チュスト地区
- ケ フェルガナ州：クヴァソイ地区，タシュロック地区，ヨジョヴォン地区
- コ ブハラ州：オロト地区，カラクル地区
- サ ホレズム州：ウルゲンチ市，グルラン地区，ウルゲンチ地区，ハゾラスプ地区

(3) 緑色地域

- ア カラカルパクスタン共和国：アムダリア地区，ビールニー地区，カンリクル地区，コラウザック地区，ケゲイリ地区，ムイナク地区，ヌクス地区，タフタクピル地区，トゥルトウクル地区，フジャイリ地区，チムバイ地区，シュマナイ地区，エリックカルア地区，タヒアトシュ地区，ブザトフ地区
- イ アンディジャン州：ホナボット地区，バリクチ地区，ブズ地区，ブロクボシュ地区，イズボスカン地区，クルゴンテパ地区，マルハマト地区，ウルグノル地区，フジャオボット地区
- ウ カシュカダリア州：全域
- エ サマルカンド州：カッタクルゴン市，カッタクルゴン地区，クシュラボット地区，ナルパイ地区，ヌラボット地区，パフタチ地区，ウルグット地区
- オ ジザク州：全域
- カ シルダリア州：シリ市，オコルティン地区，バヨブット地区，グリストン地区，サイフナボット地区，シルダリア地区
- キ スルハンダリア州：キジリク地区，ムズラボット地区，ウズン地区，バンディホン地区
- ク タシケント州：オルマリック市，オハンガロン市，ベカボット市，ヌラフション市，オハンガロン地区，ブストンリック地区，ブカ地区，ピスケント地区
- ケ ナボイ州：ナボイ市，カルマナ地区，コニメフ地区，キジルテパ地区，ナヴァホール地区，ヌロタ地区，トムディ地区，ウチクドゥク地区
- コ ナマンガン州：コソンソイ地区，ミングブロック地区，トゥラクルガン地区，チョルトック地区
- ク フェルガナ州：フェルガナ市，コーカンド市，クシュテパ地区，バグドット地区，ベシャリク地区，スフ地区，ブバイダ地区，ウズベキスタン地区，ダンガラ地区，リシタン地区，ウチクプリク地区，フェルガナ地区，フルカット地区
- ケ ブハラ州：コゴン市，ブハラ地区，ヴォブケント地区，コゴン地区，コロヴルボゾール地区，ペシュク地区，ロミタン地区，ショヒルコン地区
- コ ホレズム州：ヒヴァ市，トゥプロカルア地区，ボゴト地区，ホンカ地区，クシュクピル地区，ヤンギアリック地区，ヒヴァ地区，ショヴォト地区，ヤンギボゾール地区

2 各色に対応して適用される制限緩和措置は以下のとおりです。（5月7日付領事メールにて既報の措置と同内容となります。）

(1) 赤色地域

- 従来の制限措置を維持するが，感染状況に応じて再検討の可能性はある。
- ただし，以下の事項については活動が認められる。

- ・ 食料品店（注：レストラン等の飲食店を除く）、食料品以外の問屋、建築資材の市場、縫製工場、民間銀行の支店、ドライクリーニング、公証役場、保険会社、靴の修理工房、畜産業、皮革加工業、各種加工企業、ファーストフード店（宅配・持ち帰りのみ）、医療施設等の業務。
 - ・ 農産物の集荷・配達・販売、種苗の栽培・販売、自動車部品の販売、手工芸品の製造及び店頭（バザールの敷地外）での販売
 - ・ 施設の建設・改築・修繕工事、個人住宅の工事・修繕、配送業務
 - ・ ソーシャル・ディスタンスを確保し、マスク着用の上で集合住宅の前や中庭を散策すること
- 運行許可証なしでの車両の運転は、午前7時から午前10時までの間、並びに午後5時から午後8時までの間に限り、認められる。

（2）黄色地域

- 疫学上の制限措置が維持される。
- 上記（1）の赤色地域で認められる活動に加え、以下の事項についても認められる。
 - ・ 食料品以外の小売店（以下3（3）に定められた要件を遵守するショッピングモール等のテナントを含む）、宝石店、花屋、理容室及び美容院（以下3（2）の特別な要件を遵守する形でのみ）及びホテル（ホステル及びゲストハウスを除く）の活動
 - ・ 洗車場、自動車、農業機械、建設機械の整備（サービス）に関する組織の業務
 - ・ 手芸教室、家電・電子機器の修理店の活動
 - ・ タクシーによる乗客輸送（運行に当たって遵守義務有り）、自転車やスクーターによる移動。
- 運行許可証なしでの車両の運転は、午前7時から午前10時までの間、並びに午後5時から午後8時までの間に限り、認められる。

（3）緑色地域

- 上記（1）の赤色及び同（2）の黄色地域で認められる活動に加え、以下の事項についても認められる。
 - ・ 公園（アトラクション及び娯楽施設を除く）での活動
 - ・ 車両運行許可証（ステッカー）なしによる自動車の運転及び原動機付きの乗り物の運転
 - ・ 国家機関における市民対応

3 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060,（夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311,（内線）2902, 2903